

# 4月から 役場の組織が 一部変わります

行政改革の一環として、住民サービスの向上と効率的な行政運営を目指し、次のとおり役場の組織の見直しを行いました。

また、これに伴い保健センターの事務をすべて総合センターで行うようになります。

詳しい内容は4月号で、改めてお知らせします。

旧		新
住民課（住民係、戸籍係） 保険年金課（国民健康保険係、国民年金係）	統合	住民課（東庁舎1階）
健康生活課（健康福祉係、児童係） 高齢障害課（高齢障害係、介護保険管理係、介護認定給付係） 保険年金課（医療係）	統合	福祉課（東庁舎1階） 4月より保健センターにかかる事務は、全て総合センター内で行います。
<教育委員会> 総務課（庶務係、管理係、町史編集係） 学校建設準備室（建設準備係）	統合	<教育委員会> 教育総務課（北庁舎2階）
<教育委員会> 生涯学習課（生涯学習係、社会教育係、人権教育係、文化財係） 体育課（生涯スポーツ係）	統合	<教育委員会> 生涯学習課（北庁舎2階）

## 平成18年4月1日から 携帯電話による 119番通報が、 各”消防署“で受信開始



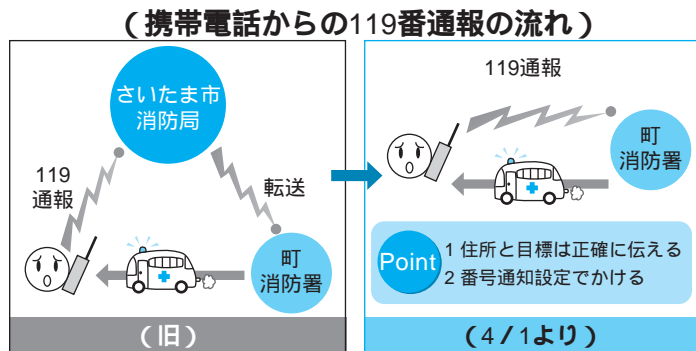
現在、伊奈町から携帯電話で119番通報をすると、さいたま市消防局が受信し、伊奈町消防署に転送されています。

このため通報者が場所を明確に説明できない場合、伊奈町消防署までの転送に時間がかかる場合があります。

しかし、平成18年4月1日からは、伊奈町消防署へ直接つながるようになります。

ただし、市町村境で電話をかける時、中継するアンテナの位置の関係上、すべてが伊奈町消防署につながる場合もあり、伊奈町以外の消防署（上尾市、蓮田市、桶川市、さいたま市など）につながる、伊奈町消防署に転送される場合もあります。

このため携帯電話で119番通報をするときも、一般電



話と同じように、住所と目標となるものを正確に伝えることが大切です。これにより消防隊、救急隊なども早く到着することができます。

なお、携帯電話は電波の状況などが悪いと切れてしまう場合があり、消防署からかけなおすことがありますので、電話番号は通知設定でお願いいたします。

平成18年2月10日から試験的に、伊奈町からの携帯電話119番は、伊奈町消防署で直接受信しています。

☎ 7 2 2 8 1 1 1

おわびと訂正 広報いな2月号11ページの記事の中で、火災原因の件数に一部誤りがありましたのでおわびして訂正いたします。また、同記事中の損害見積額の最終報告値（27,231千円）が出ましたので、あわせて掲載します。

(正) ストープ 1件 (誤) ストープ 2件  
(正) タバコ 2件 (誤) タバコ 1件

平成18年度は

# 固定資産税の 評価替えの年です

税務課固定資産税係 2154

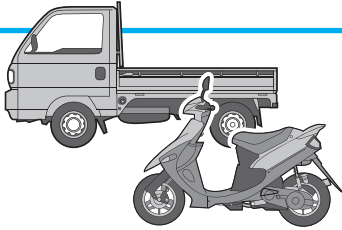
固定資産税の基礎となる土地と家屋の評価額は、3年に一度評価替えが行われます。土地については、依然として地価の下落が進んでいることから、特例として毎年評価額の見直しを行い、評価額を引き上げています。しかし、評価額が引き下げられた土地でも、税額の算定基礎となる課税標準額が評価額に達しない場合には、負担調整措置により税額が上昇することがあります。

建築物価の変動が評価に反映されるため、建築年次が古く評価額が低い家屋を除いて、多くの家屋で評価額が下がります。ただし、新築軽減の適用を受けていた家屋で、新築軽減の期間（3年または5年）が満了となったものについては税額が上昇することになります。

新しい評価額は、固定資産課税台帳を閲覧することにより、確認することができます。

軽自動車等をお持ちの方へ

## 手続きはお済みですか？



軽自動車やバイク等の税金は、4月1日現在の所有者の方に納税していただいておりますが、現在所有している車について、次のような場合は至急手続きを済ませてください。

- 住所を町外に変えるとき（転出）
  - 車を譲渡するとき
  - 盗難（ナンバープレートも含む）にあったとき
  - 所有者を変更するとき
  - 所有者が死亡したとき
  - 使用できなくて廃車するとき
  - すでに車を持っていないとき
- また、これらの手続きを他の方に依頼した場合は、手続きが完了しているか確かめてください。

排気量別の問い合わせ先は...



原動機付自転車(125cc以下のバイク)および小型特殊自動車(農耕用など)の場合

税務課町民税係  
2152

軽二輪・小型二輪(125ccを超えるバイク)の場合

埼玉陸運支局  
624-1033

軽自動車四輪の場合

軽自動車検査協会埼玉事務所  
725-2626

### 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

期間 4月3日(月)～5月31日(水) (土・日曜、祝祭日は除く)

時間 8時30分～17時15分

縦覧場所 税務課窓口

縦覧できる範囲 伊奈町内に土地または家屋を所有する納税者および同居の親族または委任状を持参した方が、納税義務を負っている資産(土地である場合は土地、家屋である場合は家屋)に係る縦覧帳簿のみ縦覧することができます。

印鑑および身分を証する書類(免許証、健康保険証等)をお持ちください。

費用 無料

### 固定資産課税台帳の閲覧

期間 4月3日(月)～(土・日曜、祝祭日は除く)

時間 8時30分～17時15分

閲覧場所 税務課窓口

閲覧できる範囲 伊奈町内に資産を有する納税者および同居の親族、または委任状を持参した方については、その納税義務に係る固定資産。伊奈町内の土地を借り受けている方は該当する土地に限り、家屋を借り受けている方は該当する土地および家屋を閲覧することができます。また、この場合は賃貸借契約書や賃借料の領収書等、事実を確認できるものの提示をお願いします。なお、閲覧した内容については課税台帳登録事項証明書にて証明を受けることができます。

印鑑および身分を証する書類(免許証、健康保険証等)をお持ちください。

費用 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧期間(4月3日から5月31日)に限り納税者は無料です。それ以外の期間および借地、借家の方は1件150円の手数料がかかります。

所有者の方でも縦覧期間終了後に自己の課税台帳を閲覧する場合は、1件150円の手数料がかかりますのでご注意ください。